

# 弱者の抵抗を超えて

——中国農民の「譲らない」理由——

たはらふみき  
田原史起

## 《要約》

本稿の課題は、「ポスト税費時代」とよばれる2006年以降の中国農民の行動ロジックとその背景に新しい光を当てて説明することである。問題意識の背景には、従来の中国農民の行動が、あまりに「弱者の抵抗」の文脈から捉えられ過ぎたため、等身大の農民・農村の姿が見えにくくなっていることへの危惧がある。課題遂行のためのフィールドとして、中国西北部の平凡な一農村を取り上げる。自己の経済的利益を主張しながらも、公共的なガバナンスにおいては非協力の態度を示す農民の行動は、もはや生存維持を賭しての弱者の抵抗とはよべない。それはむしろ、他者との引き比べ、すなわち「他律的な合理性」を原則とした独自の行動ロジックである。このロジックが生まれてきた背景として、本稿では、3つの歴史的要因が相互に影響している点を示した。すなわち、①1980年代初頭、人民公社解体過程での平均主義的農地配分により、コミュニティ内の階層がリセットされたこと、②2000年代に出稼ぎが普遍化し、村民の市場資源獲得機会は拡大しつつも、コミュニティの面識関係は保持されたこと、③2006年以降には農村優遇政策による中央政府の農民支持が鮮明となり、同時に各種政府資源が農村に流入を始めたこと、である。

はじめに

- I 「日常的抵抗」の終焉
- II 「譲らない」農民たち
- III 「譲らない」理由  
むすび

はじめに

本稿の課題は、「ポスト税費時代」とよばれる2006年以降の中国農民の行動ロジックとその

背景について説明することである。問題意識の背景には、従来の中国農民の行動が、あまりにも「抵抗」(resistance)の文脈から捉えられ過ぎたため、等身大の農民・農村の姿が見えにくくなっていることへの危惧がある。

農民社会の研究は長い間、革命や反乱、暴動といった、非日常的な事件に関連する農民・農村の役割に注目してきた[Moore 1966; Wolf 1969; Skocpol 1979]。中国研究においても、農民革命

や反乱は壮大で古典的なテーマであった。近代以降の農民反乱や、農村が都市を包囲する中国革命のなかでの農民という大きなテーマを扱った業績は枚挙にいとまがない<sup>(注1)</sup>。

ところがより近年になり、一転して、歴史の表舞台には現れない、農民の「日常的な抵抗」(everyday forms of peasant resistance) が注目されるようになり、ここ30年来の農民・農村研究の主流を形成してきた。そのひとつの画期をなすことになった作品が、“*Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*” (『弱者の武器』) [Scott 1985] である。

同書は、1970年代以降、「緑の革命」を経ることで社会経済的な変化に立ち向かうことになったマレーシア農村を題材としている。ここでいう「弱者」とは、村落コミュニティのなかの相対的な貧者層 (the poor) を指す。緑の革命以前、村内の富者と貧者は、地主・小作関係や雇用・労働の需給を通じて、有機的につながっていた。富者にとり貧者は必要な存在であり、だからこそ農作業後の宴席その他の場面で貧者を労う慣習もあった。1972年前後、灌漑施設の整備により水稲の二期作が可能になった時点まではよかった。しかし、ほどなくして村内で多くの土地を所有する富裕層 (the rich) は、収穫・脱穀作業を外部の中国系資本家の保有するコンバインに請け負わせるようになる。貧者の耕作する小作地も徐々に回収され、より好条件で耕作してくれる外部者に委ねられるようになる。緑の革命前後の変化により、貧者は富者にとって必要のない存在となり、富者は様々な言い訳とともに貧者の庇護の責任を回避し始める。こうした変化に立ち会って、貧者は様々な日常的な手段——言論を用いた富者に対する特徴づけ・

レッテル貼り、ゴシップ、過去の出来事の回想、田植えのサボタージュ、穀物の小さな窃盗、家畜の屠殺など——を通じて富者に抵抗を行った。その際に貧者が武器として用いたのは、あるべき姿としての、過去に存在したモラル・コミュニティだった。

スコットのいう日常的な抵抗とはなにか。より簡便に定義するなら、抵抗とは、①劣位にある者が優位な人間・階級に対し、②意図的に、嫌悪、怒り、不満、反対を表明することで、③弱者が考えるところの不公正、不公平、非合法的な処遇を変えようとすることである [Scott 1985, 289-303; Kerkvliet 2009, 233]。さらにいえば、④日常的抵抗はめったに表立った衝突に至ることはなく、秘められた性格をもつ、というのポイントである。スコットが示したのは、農村の日常には目立たない「階級闘争」が満ちあふれているが、人びとは往々にしてこれらを見過ごしてしまう、というひとつのメッセージだった。

スコットの切り拓いた農民・農村研究の潮流は、中国の農民・農村研究にも少なからぬ影響を与えた。筆者の見るところ、3つの時期を対象とした農民の行動が、中国研究者の関心を引いてきた。

第1に、人民公社時期 (1958~80年) に農民が政府に対して採用した各種の「戦略」である。後述する通り、人民公社は国家が農村社会から最大限に富を取奪するためのシステムだった。一方で当時の農民側からすれば、国家へ供出する食糧の多寡は自らの生存維持にかかわる問題である。同時に国家や上級政府の権威は大きく、表立っての抵抗のオプションは農民には残されていなかった。ここから、国家を相手取っての、秘められた日常的抵抗の存在する余地が生じた。

人民公社時期の様々な非公開資料・口述資料の発掘とも相まって、当時の農民の行動を抵抗のフレームに位置づけた研究は着実に進んできた。例えば、生産隊長らを主体とした生き残り戦略を明らかにした Oi [1989]、同じく農民の抵抗を「反行為」とよんだ高王凌 [2006]、Gao [2011]、また集団<sup>(注2)</sup>の利益のため、政府の目を欺く独自の資源としての「黒地」に着眼した狄金华・钟涨宝 [2014] などがある。これらが共通して見出しているのは、個別農家ではなく、生産隊や生産大隊などの集団が、隊員全体の生存維持を目指した抵抗の主体となっていた事実である。

第2に、いわゆる税費時代(1980~2005年)を対象にした諸研究である。人民公社は解体したものの、国家の農村からの資源収奪の必要性は相変わらずであった。同時期、農業諸税と、そこに付加される各種上納金<sup>(注3)</sup>の取り立てをめぐり基層幹部と農民の対立・衝突なども発生するようになった。李昌平の告発 [李昌平 2002] やノンフィクション作品『中国農民調査』 [陈桂棣・春桃 2004] に代表されるように、「農民負担問題」は学術的検討の対象として以上に、政策的・社会的な関心を集めた。1990年代の後半からは国家も農民保護の姿勢を鮮明にし、2000年からは農民負担の軽減を目的とした税費改革が実施された [白石 2005, 164-168]。税費時代における農民の抵抗に関する研究は数多いが、これを「依法抗争」(rightful resistance)として定式化した、O'Brien and Li [2006] が代表的である。総じて、同時期の中国農民の行動を、税・上納金の徴収や計画生育をめぐっての、政府、とりわけ直接的に相対する基層政府への「弱者の抵抗」の枠組みで説明することは、まだ一定の有効性をもっていた。

第3に、本稿の検討対象でもあるポスト税費時代(2006年~)以降の現在を対象とした農民研究である。この時期、国家による農民からの税・費用の徴収は廃止され、同時に農村優遇政策が鮮明となるなかで、農民の行動ロジックも大きく変化した。問題であると思われるのは、この時期を対象とした研究は、トーンの差こそあれ依然として「弱者の抵抗」というフレームで分析され、語られ続けていることである [Walker 2008; 佟丽华 2013; 王为径・叶敬忠 2013; 张绪清 2016]。ひとつの原因は、近年、人々の権利・権益保護を意味する「維権」<sup>(注4)</sup>の概念が普及したことである。同概念は社会運動にある種のフレームを与え、中国社会各界の動きをその概念の下に束ねる実践的な働きをもった。その過程で、現実の農民の様々な行動が、実態を観察することなく安易に、「農民という弱者による生存を賭した抵抗」としてフレーミングされることになった<sup>(注5)</sup>。税費時代からの環境の変化が十分に考慮されることなく、連続した形で捉えられてしまった。こうした潮流のなかで、学術界ではスコットらの「日常的抵抗」概念がさほど厳密にはなく、半ば安易に農民研究に適用されることで、その傾向はさらに強化された<sup>(注6)</sup>。

もちろん、詳細な現地調査に基づくいくつかの研究は、近年の陳情行動などに見られる農民の行動ロジックが、古典的な抵抗とは異なる、むしろある種の利益追求に近いものである点、言い換えると農民の策略やある種の「したたかさ」を見出しつつある。例えば田先紅の研究である [田先紅 2012]。湖北の「橋鎮」での現地調査に基づき、1990年代の中・後期以降、税費改革が実施されるまでの農民陳情が主として権益

擁護型の陳情（维权型上访）であったのに対し、2000年代の税费改革以降は、農民個人が利益追求を図るという意味での営利型陳情（謀利型上访）が突出してきたという。しかも、前者の時期には基層政府（郷鎮・村）が農民に対し優勢な位置を占め、陳情を抑える力を備えていたのに対し、後者の時期では基層政府は農民の「反攻」を受け、基層ガバナンスは苦境に陥っているとす。また、董海軍による「武器としての弱者身分」に関する議論も注目すべき成果である〔董海軍 2008a; 2008b〕。湖南省塘鎮において、「維権」主体としての農民が闘争のための力と策略をいかにして選び取っているのか、が分析される。グループや個人による維権行動の事例の詳細な検討から、著者はある共通の戦略的傾向を見出している。すなわち、農民の維権において、彼らはしばしば社会的な「弱者」としての身分を資源として利用し、自らの要求を通すことに成功している。そこでは弱者であることが「武器」であるという、ある種の逆説が見出されている。以上はいくつかの注目すべき先行業績であるが、なお深化させるべき余地があるとすれば、現在の農民の行動ロジックが詰まるどころ何であるのか、についての適切な概念化と、さらにそうした行動の背景にある中国独自の要因に関する比較を踏まえた考察であろう。

本稿で明らかにしていく通り、ポスト税费時代の現在の農民の行動は、その大部分、ないし大半であっても、「日常的抵抗」はおろか「抵抗」のフレームから説明することも外的である。本稿で行う作業は、①もういちど農民の日常生活の場に立ち返って、現場の観察から今日の農民の行動ロジックを捉えなおすこと、その上で、②これまでの途上国農民研究の知見も踏まえな

がら、その行動ロジック形成の背景要因を同定することである。

本稿ではこのあとの第Ⅰ節で、中国農民の置かれてきた歴史的環境の変遷を概観し、ポスト税费時代の環境の変化を浮き彫りにする。より遠い過去に遡り中国農民が置かれてきた状況から跡付けてみることで、「ポスト税费時代」が農民にとってもつ意味が明確になるだろう。続く第Ⅱ節では、中国西北部、甘肅省麦村のミクロな場の文脈から、日常的な村落生活の場面に即して事例研究を行い、現地農民の「譲らない」行動ロジックを描写し、概念化する。さらに第Ⅲ節において、ここまでの議論を踏まえ、「譲らない」行動ロジックの背景について分析する。「むすび」はまとめと展望である。

## I 「日常的抵抗」の終焉

本節では、中国の農民が置かれてきた環境を概観する。とりわけ、農民を取り巻くリスクと、それに対処していくための物理的、社会的な資源の多寡に着眼する。それにより、中国においてもごく近年に至るまで、スコットの日常的抵抗のフレームが有効であった点を前半で示す。その上で、本節の後半では2006年以降の「ポスト税费時代」では従前のリスクと資源の関係が大きく変化した点を示す。

### 1. 「日常的抵抗」の時代

スコットの指摘する通り、小農の生活は自然環境や政治権力に向き合った際の不安定さ、すなわちリスクへの対処ということを第一に考えざるをえなかった〔Scott 1976, Chap.2〕。その一方で、リスクに対処するための資源は歴史上の

長期間にわたって、きわめて有限なものでもあった。

前近代から近代にかけての中国は、しばしば自然災害の猛威と戦乱の影響で、人口が大幅に変動することもあるような、日本などと比較しても想像を絶するほどの「リスク社会」であったといってもよい<sup>(注7)</sup>。他方、相対的に閉鎖的な経済システムのなかに農民たちが生きていた前近代、リスクに対処するための物理的な資源は、ほぼ土地＝農地に限定されていた。費孝通らが指摘する通り [Fei and Chang 1945, 81-84]、コミュニティの農地というパイが変化しない状況下で個別農民が私的な発展を追求しようとするれば、他の成員の取り分を奪うことにつながってしまう。こうした状況下では、農民はたとえ労働力が余っていても必要以上に働かず、現状に満足 (contentment) することを貴ぶようになる。政府は農村から最低限の資源調達を行おうとしたが、それは後の段階に比べればよほど緩やかなものであった。むしろ、自然災害と戦乱、飢饉に向き合って、「人民を飢えさせない」ことが歴代王朝の統治の正当性の根幹であった [白石 2005, 205]。

以上の条件下での農民の行動原理は、主として自然環境を相手どり、災害や不作に対応する生存維持・リスク削減ロジックであった。その意味で、コミュニティの人間関係に保険を掛けたり、パトロンを庇護を求めたりすることが必要となった。パトロンは有力な郷紳である場合や、また父系血縁集団である宗族が貧者救済などの社会福祉機能を担うこともあった [Fei and Chang 1945, 54-56]。

清末から民国期にかけていわゆる近代化が開始される時期においては、工業化や、そして特

に抗日戦争を支えるために、国家による農村資源調達の圧力が高まってくる [笹川・奥村 2007]。従来からの自然災害に加え、戦争遂行のための政治権力による徴税・徴兵が強化され、社会の混乱により匪賊の跋扈が進んだ<sup>(注8)</sup>。こうした環境下での農民の行動原理には、自然のみならず政治権力をも相手どった生存維持・リスク削減ロジックが前面に出てくる。

本稿のフィールドである甘粛省西和県の麦村<sup>(注9)</sup>に即して、この点を見てみよう。建国前の状況に関し、麦村村民の記憶は概ね曖昧であったが、多くの村民が国民党による壮丁の徴発について回顧していた。1980年代に村長を務めたある人物によれば、1949年の建国前の社会は非常に混乱しており、国民党の哨兵が壮丁を徴発し、13歳の少年までもが徴集された。また村民の何 YM によれば、長兄が軍の徴集を逃れるために人口希薄な地域に逃亡し、数年間戻ってこなかったが、麦村に戻る途中で腹痛を起こし、死去した。何の次兄も徴集された。1932年生まれの元支部書記の林 SJ は貧農の家庭に育ったが、四兄弟のなかで唯一、身体が壮健であったその長兄は、徴兵を逃れるために近隣の宕昌県で商売をしていたという。当時、西和県で徴兵を担当した張廷哲の回想によれば、「徴兵の対象となった者は万策を尽くしてこれを逃れようとしたので、保甲長<sup>(注10)</sup>は保丁<sup>(注11)</sup>を率いて徴発を行い、人心は荒れてただならぬ気配が立ち込めた。自らの右手人差し指を切り落としてまで徴兵を逃れようとする者も出た。家を離れて就学するのも徴兵逃れのひとつだった。一部の富裕な者は金で人を雇って徴兵の身代わりにした」 [張廷哲 1996, 54] という。政府の権力に表立って抵抗する選択肢がありえ

ないなかで、ギリギリの方策として逃亡、自傷行為、就学、身代わりなどが農民の日常的抵抗をなしていたことがわかる。

生存すれすれの水準、スコットの比喩を使えば「首まで水につかりながら」、パトロンにかけた「保険」や日常的抵抗にもかかわらず、ついには溺れてしまう農民が多く出た。麦村が位置している甘肅省の人口は1926年以來、飢饉と内乱と匪賊とチフスのため、数年のうちにその3分の1を失ったといわれる〔Tawney 1932, 76〕。

同様の状況は、社会主義体制下での近代化の時代（1950～70年代）にも引き継がれた。この時期には、重工業化・国防建設のための農村からの資源調達に史上かつてなかったほどに高まった。とりわけ1959～60年にかけての全国的な飢饉は、政府の政策自体が新たなリスク要因となりうることを農民に悟らせた。当時、西和県は隣県である礼県と合併し「西礼県」の一部だったが、同県の範囲で、1960年の死者は4万4608人に達した。また1958～60年にかけて県外に逃れた人口は1万4241人であった〔趙継士 2006, 647-668〕。一方、大躍進後の麦村での死者は少なく、2人が犠牲となるにとどまり、これは当時の状況のなかでは「相当にすごいこと」であった<sup>(注12)</sup>。かつての村長によれば、「農業生産をしっかりと押さえていた」ことと麦村村民の「気風がよく、皆が助け合った」ためだろうという。1960年当時、麦村の隣村で生産隊長を務めていた李YZは、飢えていた村民にこっそりと食糧を与えたが、この行為により、「反右傾運動」のなかで大隊の積極分子に殴打されたという<sup>(注13)</sup>。ともあれ、厄災をもたらした大躍進政策のリスクに対し、人民公社の下での基層レベルの集団は、多少なりとも「保険」

の役割を果たしたことがうかがわれる。こうして、1960～70年代を通じ、中国農村では、理不尽と思われる政策に対しては、様々な形で基層組織による日常的抵抗の形が生まれた<sup>(注14)</sup>。

他方、1960～70年代には、人民公社体制下での労働力の組織化により、農田・水利建設が進んで農業生産力が向上し〔Blecher and Shue 1996, 174-176; Li 2009, Chap.10〕、あるいはダム・水利施設の建設により洪水や干ばつのコントロールが進んだ〔Pietz 2015, 130-193〕こともあり、自然を相手取った生存維持・リスク削減の課題は、かなりの程度、達成されたといえる。麦村でも同時期、農地の改造、植林、学校建設などが自力更生のスローガンのもとに進んだ〔田原 2018b〕。もっとも、1984年6～8月の大洪水にも見られるように、西和県の域内では比較的近年に至っても豪雨や干ばつによる被害はしばしば発生している。農村地域である限り、自然を相手取ったリスク軽減の必要性は常について回るという点には留意すべきである。

人民公社解体後、いわゆる税費時期（1980～2005年）に至っては、再び行動単位が農民世帯に戻った。しかしその行動原理としては相変わらず、主として政治権力に向き合っただけの生存維持・リスク削減ロジックが続いた。経営主体、そしてリスク引き受けの主体は個別の小農家庭に戻り、一見すると建国以前の段階に戻ったように思える。ただし、この時期は次の2つの点で、建国以前とは異なっていた。

ひとつは、前述した通り、人民公社体制下では労働蓄積の方法で農田・水利建設やインフラ、教育・医療などの整備が進んだ。このため、農民の生存が脅かされるリスクは建国以前に比較してはるかに小さくなった点が指摘できる。

もうひとつは、1980年代初頭に人民公社が解体されると、行政村を単位として、きわめて平均主義的な発想で農地が各世帯に分配されたことである。それも、所有権は村（かつての生産大隊）、小組（かつての生産隊）などの「集団」に残したままで、使用権だけを再分配するという措置が全国で取られた〔白石 2005, 12-15〕。

麦村では1982年前後、生産隊を単位として農地分配が実施された。前任の村主任の林YWの紹介によると、麦村の中心集落を構成する第一、第二、第三生産隊はそれぞれ、大まかにひとつにまとまった農地群を分与された。それぞれの農地群には一等地、二等地、三等地とよばれる異なる条件の農地が含まれていた。一等地は概ね平地であり、水の条件がよく、トウモロコシの栽培に適している。二等地は丘陵地で、小麦の栽培に適している。三等地は小麦やトウモロコシの栽培ができず、燕麦、蕎麦、長豆、大豆などを植えるしかなかった。さらにわずかな「等外地」も存在した。一等、二等、三等地をすべての世帯に分けると農地分散が激しくなるため、一等地を受け取った世帯は三等地と組み合わせ、二等地を受け取った世帯は、一等、三等は分配しないものとした<sup>(注15)</sup>。

このように、勝手に売却することのできない小さな土地がすべての村民に分配されたことで、各家庭が少なくとも飢えることはない状態を保証することにつながった。これは、中国社会主義が農村に残した「遺産」とよんでもいいだろう〔賀雪峰 2014〕。前世紀の農業集団化以前、とりわけ土地改革以前には土地保有量の格差が大きく、土地をもたない人々は、様々な保険にもかかわらず々にして生存維持に失敗したことは前述の通りである。

こうして税費時期の中国農民は、飢餓のリスクからはほとんど無縁になったが、よりよい生活を目指していくための資源の面からは、まだまだ欠乏状態にあった。とりわけ1990年代後半には国家や地方政府、郷鎮政府、村組織が取り立てる税・上納金などのいわゆる「農民負担」が重くのしかかった〔Bernstein and Lü 2003〕。しかし、中国農民はめったなことでは基層政府の税費の取り立てに表立っては抵抗しなかった。その理由は、第1に、末端で税費を取り立てる郷・鎮および村幹部は、その上納金を用いて村の公共財の提供を実質的に担っていたからである〔狄金华 2015, 160-173〕。農民にとり基層幹部との人間関係はまだ、コミュニティあるいはパトロンに掛ける保険の一環をなしていたのである<sup>(注16)</sup>。第2に、中国農民は税費に抵抗するための経済的・社会的・政治的な資源を欠いていたためである〔賀雪峰 2013, 81-86〕。同時に、農民は中央政府がすでに農民の味方に転じていることは理解し始めていた<sup>(注17)</sup>。そこで、農民を擁護する中央政府への高い信頼と、地方・基層幹部への不信感〔全志輝 2006〕をベースに、中央の政策や法規を盾にして、目立たない日常的抵抗から表立っての非日常的抵抗に移行する農民たちが現れ始めた。

## 2. 抵抗から権益主張へ

こうした歴史的な流れのなかに位置づければ、ポスト税費時期（2006年～）の農民の行動の意味もより明確になる。この時期の特徴は、農民の生存を脅かすリスクが低水準にコントロールされるとともに、農民にとっての資源獲得機会が急速に拡大したことである。すなわち、①市場経済化の深化、日本の高度成長期を彷彿とさ

せるような経済活況とそれにとまなう農外就業機会の拡大に加え、②胡錦濤政権（2002～12年）の下で鮮明になった農業諸税の廃止と農民・農業セクターの優遇政策の展開である。2つの条件の下で、農民らは従来の狭いコミュニティの枠を超えた新しい多面的な外部資源を発見するとともに、農民身分あるいは社会的「弱者」であることそのものがひとつの「資源」となってきた〔董海軍 2008a; 2008b〕。①については別稿〔田原 2018a〕において詳述したので、ここでは②について、もう少し具体的に見てみよう。

ポスト税費時代の画期的な変化は、農業・農村支援のための各種補助金が政府から農村に向けて投入され始めたことである。かつては農民から国家に向けて流れていた資源の方向が逆になり、国家から農民に向けて「三農」資源、すなわち政府の優遇農政の各種資金が流入を始めた。政府資金の農村への分配というのは、中国農村では未曾有の事態であり、農民の目にはたいへん新鮮に映ったことは想像に難くない<sup>(注18)</sup>。さらに、農村優遇資金を受領できるのは農村戸籍の保有者に限られたことで、過去においては農民からの収奪を行うためのシステムであった「都市＝農村二元構造」(城乡二元结构)と戸籍制度が、ポスト税費時代においては農民優遇のための制度的枠組みに転化した〔賀雪峰 2014, 12〕。現在の農民は、かつてとは異なり、農村戸籍を放棄せず、農民身分を手放そうとはしなくなった〔小林ほか 2016, 68-69; Zhang, LeGates and Zhao 2016, 215-216〕のもそのためである。

農村に流入する政府資金には、全国共通のものもあれば、地域的なもの、さらに災害後の補助など一時的なものもある。政府資金の流入が

始まって間もない2007年時点で、西和県の農民1人当たり純収入は1508元、麦村が属するHB鎮で1499元、麦村では1420元であった〔西和县统计局 2008, 27, 31-32〕。以下に述べる(1)～(6)の金額も、現地農民の収入規模に照らすことでその重みが知られよう。

#### (1) 五保戸への補助

面倒を見てくれる子女をもたない60歳以上の老人世帯を「五保戸」とよび、衣・食・住・医療・埋葬が保証される<sup>(注19)</sup>。これらの条件さえ満たせば、仮に生活に余裕があっても対象となる。2011年の時点で、麦村では2世帯が該当し、さらに1世帯が申請中であった。2010年の全県の対象者は1699人、2013年の1人当たり補助金額は年間2400元であった〔西和县志编纂委员会 2014, 740〕。

#### (2) 計画生育奨励金

西和県では2010年より、2人続けて女兒が生まれたのち結紮手術を受けた夫婦(両女戸)1160組を認定し、世帯当たり3000～4000元の奨励金を供与した。2人の女兒は大学統一試験(高考)の際、10点を加点される。夫婦は60歳を超えてから毎月600元ずつ、2人で1200元を支給される<sup>(注20)</sup>。

#### (3) 食糧直接補助・農業資材総合補助(粮食直补・农资综合补贴)

農民が小麦、トウモロコシ、ジャガイモなどの食糧作物を栽培することを奨励するための補助金<sup>(注21)</sup>であり、麦村での聞き取りによれば、2008年には1畝(=約6.7アール)当たり25元、2010年で30元、2011年で50元であった。なお、2009年の麦村所蔵資料<sup>(注22)</sup>によれば、同年の補助基準は食糧直接補助が4.22元/畝、農業資

表1 西和県農村最低生活保障金配分状況

	対象人数	補助金額（/月/人）
2008年	31,802人	30元
2010年	57,939人	65元
2011年	67,087人	72元
2012年	67,087人	一類160元/二類100元/三類45元
2013年	67,087人	一類160元/二類100元/三類45元

（出所）西和县志编纂委员会 [2014, 705-706] より筆者作成。

材総合補助が37.67元/畝で、合計すると41.89元/畝であった。補助金を受け取った農家は麦村のほぼ全世帯に当たる380世帯で、その平均補助対象農地面積は5.32畝、平均補助金額は222.79元であった。

#### （4）最低生活保障金（低保）

県で政策が開始されて以降、最低生活保障の対象者と補助額は不断に拡充されてきている（表1）。

誰が「低保戸」に当たるのかは村幹部が認定する。このため、村民の間には不公平感がともない、最終的に「低保戸」に選ばれるのは村内で最も生活が困難なものであるとは限らない、と認識されている<sup>（注23）</sup>。原則的には毎年、再評価と補助対象の入れ替えが行われる。「低保戸」は村の人口の8パーセントを超えてはならないとの規定がある。2011年段階で、麦村では100～110人ほどが対象となった。そのうちには、1社から7社まで7人の「社長」<sup>（注24）</sup>に与える枠も確保されている。社長は村幹部の下で煩雑な仕事をこなしているため、そのいわば「奨励金」として枠を配分しているという。2015年段階では、「低保戸」の定数は158となり、個人単位ではなく、世帯単位となっている。一例を挙げれば、50代の寡婦とその息子、という世帯があり、息子は軽度の知的障害があり、労働能

力がないため、ひとつの枠を与えているという。書記の証言によれば、世帯単位の低保は柔軟な使い方も可能である。例えば5人を適当に組み合わせさせて1世帯とみなし、支給された定額を5人で均分するなどである<sup>（注25）</sup>。

#### （5）退耕還林補助金<sup>（注26）</sup>

1999年から宣伝が始まった政策で、最終的に麦村に割り当てられた枠は373畝である。山に近い農地の土地生産性は非常に低いため、どの世帯も退耕還林に参加し、補助金を得たいと考えている。2010年時点で408世帯のうち、退耕還林に参加できたのは半数の204世帯だった。2010年の補助基準は125元/畝であり、世帯平均にすると1.8畝ほどを退耕還林に付し、毎年230元ほどを受け取ることになる。ただし、補助を受領した村民の間でも格差は大きく、最大で8.7畝を差し出した世帯から最小で0.2畝と幅が大きくなっている<sup>（注27）</sup>。互いの不公平感は強いことが予想される。

#### （6）震災復興金

2008年5月12日の四川大地震（現地での通称「五一二大地震」）はちょうど、ポスト税费時代の到来と重なって発生したため、農民の目から見れば震災の復興金も数ある政府資金と同列に捉えられたはずである。復興金の内訳は、①家屋再建補助金（灾后重建款）、②家屋補修補助金（灾

后維修款), ③生活費である。麦村で①家屋再建補助金が与えられた世帯(灾后重建戸)は71世帯で, 世帯当たり2万元(そのうち2世帯の「五保戸」には3万元)の支給であった。②家屋補修補助金の対象(灾后維修戸)は204世帯で, 1戸当たり3000元であった。③生活費補助が与えられたのは99世帯であり, 1回目の支給は2008年10月で60元/人, 2回目の支給は85元/人, 3回目の支給は80元/人であった。

以上のうち, (1)～(3)の政府資源の受益者は比較的明瞭で, 配分に際して議論の余地がないのに対し, (4)～(6)については村というフィルターを通じて受益者が選定されるという意味で, 農民の行動に大きな影響を与える政府資源である。この点については次節に見る。

さて, 弱者の日常的抵抗がリアリティをもっていた時代の流れをたどってきたことで, 農民にとり「ポスト税費時代」の変化のもつ意味がより明瞭となったのではないだろうか。改めてポイントを整理すると, ①1980年代初頭の脱集団化の過程で農地の平均分配が実施され, 小農経営のリスクが抑制され, 生存維持が基本的に実現されたところに, ②2000年前後から出稼ぎによる現金収入の追求が横並びの状態からスタートした。さらにこのタイミングで, ③歴史上, 農民自身が想像さえしてしなかつたような各種政府資源の農村への逆流が起こった。次節に見る麦村村民の行動ロジックは, まずはこうした歴史的な文脈から理解されねばならない。

## II 「譲らない」農民たち

本節では, 実際の麦村村民の行動の観察を通

じ, その基本的なロジックを抽出してみたい。その要諦は「貰えるものは貰えるだけ貰っておく」という権益主張の姿勢, および「他人が譲らないなら自分も譲らない」という非協力の論理, の2点に集約される。本節では具体的なフィールドの種々の場面で, このロジックがいかに出現するのを見えていくが, その前にまず, 麦村というフィールドの現在の特徴を概観しておきたい。

### 1. 麦村概況

西和県は甘肅省南部に位置し, 中国西北部のごく平凡な農業県を代表する存在である。同県は国家の貧困救済事業の重点県であり, 『中国县域社会経済年鑑』[中国县域社会経済年鑑編輯部2006]によれば, 西和の「総合競争力指数」は全国2062の県・市のうちの1905位である。四川との省境にも近く, 県の全域が2008年の四川大地震でも被害を受け, 政府からの震災復興金が農民に配分された点についてはすでに述べた通りである。県の領域は比較的急峻な山岳地帯のなかにあり, 年間降水量は510ミリ程度[西和县志編纂委員会2014, 133]と少ない。

麦村は県の中部に位置し, 县城からは約20キロメートルである。村域の地形は山がちであり, 居住区の高差も大きく複雑である。世帯数は約400戸, 人口は約2000人と, 行政村としての規模も大きい<sup>(注28)</sup>。村域の人口は約4分の3が中心集落に居住しており, 残りの4分の1ほどは周辺に散らばる4つほどの小集落に居住している。耕地は約2000畝ほどで, 1人当たり耕地面積は1.0畝となる。この数値は南方の諸省よりはやや高いものの, 北方農村, あるいは県全体の平均よりはかなり低く, 麦村の人口

圧力は高いことがわかる。その分、出稼ぎに頼る割合も相対的に高くなっている。筆者によるサンプル調査<sup>(注29)</sup>によれば、労働力全体のうち在外就業者の割合は40.1パーセントとなり、甘肅省全体の平均(19.8パーセント)の2倍ほどで、一部の南方農村の水準に近くなっている。農業は小麦、トウモロコシ、ジャガイモを中心とする自給的性格の強いもので、2010年前後に漢方薬の一種である半夏(カラスビシャク)の栽培が一時的に流行したのを除き、農産物の収益性は低い。

以上、西和県と麦村の特徴をまとめるなら、第1に、自給的農業が中心でかつ産業全般が未発達であり、中国全体から見ても、もともと経済的資源の乏しい地域に属することである。ここから、豊かな地域では取るに足らないようにも映る政府の補助金が、麦村では重要な新しい資源として位置づけられた可能性がある。こうした状況は、中国の広大な西部地域や山岳地帯の農村で共通していたと考えられる。従来、沿海部農村、都市近郊農村や幹線道路脇に位置する農村がメディアや学界からの注目を集めやすく、そうした地域での地方政府による土地収用をめぐる農民の抵抗が過剰に脚光を浴びてきた。だが、麦村が代表する広大な内陸地域の一般農村は、土地収用とは無縁である。第2に、村としての人口規模が大きく、山岳地帯として地形も複雑であることから、村民全体の利害関係が分化しやすい(例えば、居住している場所によって飲水が得やすい低所と、得にくい高所との間で住民の利害は一致しない)。そうしたなかで村民らが利己的な行動をとれば、村民委員会によるガバナンスの障害となって跳ね返ってきやすい。その意味でも、麦村は現在の中国農村の困難なガ

バナンス状況を鮮明に映し出す鏡としての役割も果たすであろう。

## 2. 権益主張

麦村での筆者の主たる調査方法は、村内に住み込んだ上で、現地語の話せる助手とともに村のなかを歩き回り、出会った人々と道端で、あるいは農家のオンドルの上で自由におしゃべりをするという、緩やかなスタイルを採った。闊達で形式張らない会話のなかで、村民の口から繰り返し語られたのは、表現の仕方に差こそあれ、「今の政策はいいが、きちんと実施されない」(現在政策好、但是不到位)というモチーフだった。これに続き、例えば「災害後の家屋再建補助金は1件につき2万元のはずが、まだ1.6万元しか貰っていない」、「震災後、第3回目の生活費補助がまだ下りてきていない」などの具体的な権益の主張がついてくる。「ほんらい手にすべき利益が得られていない」ということである。そしてその責任はほとんどの場合、村幹部に帰されることになり、そこではさらに様々な憶測や噂が飛び交う。震災後の第3回目の生活費支給について、「2回目の生活費が支給された際に、村幹部が3回目の分も印鑑を押してしまったのではないか」と想像する村民もいた。ただし、そういった場合でも村幹部の側に確認すると、家屋再建補助の残りの4000元は実際に家屋が完成してから支給することになっており、さらに多忙のため支給が遅れていただけであったりする。村幹部の側も、彼らに対する村の世論の動向を気にかけているようであった。こうした経緯もあり、2016年の5度目の訪問では、村の書記により、事実上、筆者の住み込み調査を拒絶されるというハプニングに見舞われ

た。麦村での調査はここで頓挫を余儀なくされたが、翻って考えてみれば、書記がこのような措置を採らざるをえなかった事態そのものが、麦村の置かれた困難なガバナンス状況と、その裏返しである村民たちの行動ロジックの変化を映し出すものである。

以下、村民による「利益」の主張に関し、筆者が麦村のフィールドで出会ったいくつかの日常的な場面、日常的な会話の再現を通じて明らかにしたい。

### 【事例1 宴会の酒の肴】

2015年5月3日、新築家屋の棟上げ（現地では「封頂」とよぶ）の作業を終えた後、オンドルの上であぐらをかきながら簡単な料理をつつき、酒を酌み交わす7、8人の男性村民たちの姿があった。そこで、「政府の政策を村の幹部は実行していない」という、いつもの論調で議論が始まった。それからわずか1、2時間の間に、村での生活にかかわるありとあらゆる不満が酒の肴となった。例えば、①井戸（旱井）のプロジェクトは本来15袋のセメントが無料で配布されるはずだが、本村では50元が徴収された。②最低生活保障（低保）の対象は、他の村では毎年変わり、順番にメリットを享受しているが、本村では書記とコネクションのある世帯に対象が比較的固定されている。③「五一二大地震」後の第3次生活費の支給が行われていない。④小麦畑のなかの畦道が狭すぎ、収穫後の麦は人が担いで運ばねばならない。⑤このたび舗装された中心集落内の小径（後述：筆者）の路線選択は、コネクションのある世帯に有利なように行われたのではないか。⑥劉代溝（麦村行政村内

のひとつの集落：筆者）には水道があるのに、ここ（麦村中心集落）には水道がない。不公平である。⑦小学校の教員に責任感がない。ある教員などはタクシー車両を購入して副業に勤しんでいる。学校には体育と音楽の教師がいない。⑧幼稚園がない<sup>(注30)</sup>。⑨一部の村民は退耕還林の補償を受け取れていない。

ここで酒の肴となった話題は、近年の麦村の公共的イシューの広い範囲をカバーしている。その特徴は、第1に、それらのすべてが村の公共問題についての様々な不満の表出であることである。第2に、不満の対象は、個々の村民世帯の直接的な経済利益にかかわるもの、とりわけ政府資金の分配にかかわるものが多く（①～③、⑨）、その他は、道路、水道や学校などの公共財の未整備に対するものである（④、⑥～⑧）。第3に、不満の背景としては多くの場合、村民間、あるいは他村村民との間との格差が意識されており、不公平な分配があるとの認識（①、②、⑤、⑥、⑨）が指摘できる。第4に、それら差別待遇を作り出した元凶として彼らに認識されているのは、書記などの村幹部の不適切な配分措置（コネクションの重視など）である。

上記第2の点に関し、最低生活保障金の分配は、麦村村民が最も関心を注ぐ話題のひとつである。

### 【事例2 最低生活保障金への関心】

筆者らが調査中に住み込んだ家屋の家主である林KHは、第5社の社長である何YMに大変悪い印象を抱いているが、その理由のひとつは、何YMにはちゃんと息子がいるにもかかわらず、まんまと最低生活保障の枠を獲

得していることである。筆者らが聞き取りのため何宅を訪問したことを知ると、林 KH はその場で激高し、何 YM のことを罵り始めた。

また第3の「公平感」に関しては、次のようなエピソードがある。

### 【事例3 小麦粉の争奪戦】

2011年の旧正月に政府から配給のあった小麦粉は、もとはといえば「五保戸」や老党員、生活困窮世帯に向けたものだったという。ところが麦村村民はこれに不満を覚え、小麦粉を奪い合う局面が生じてしまった。結果的にとった措置は均分であり、およそ140袋の小麦粉を7つの社で均等配分し、1社当たり約20袋で、それを社のなかで各世帯にさらに等分した。情報は大変に錯綜しており真偽のほどは定かでないが、「村書記の関係者が小麦粉を持ち去った」とする見方もある。

ここからわかるのは麦村村民の間に働く独特の公平感である。麦村村民は現在、毎日、小麦の食事をとることが可能であり、わずかの小麦粉を貰い損ねたところで、生活に支障が出るわけではない。彼らにとり重要なのは分配物の多寡ではなく、分配の方法であり、コミュニティ内での均分がその最も有効な解決法だということである<sup>(注31)</sup>。

さらに、他村と自村を引き比べた上で、自村への待遇が劣っていると考えるも麦村村民の間には普遍的である。

### 【事例4 他村への補助金移譲に対する不満】

村民によれば、これから半夏(カラスビシャ

ク)栽培を手掛けようとする農民に、政府が1畝につき4000~5000元の補助金を出す政策があった。ところが、麦村の書記がこの優遇政策の枠を、隣村であるHJ村に譲ってしまった。書記の側の言い分はこうである。半夏の栽培は草取りなどに相当の労働力の投入が必要で、栽培技術の要求水準も高い。農地は乾き過ぎず湿り過ぎないように管理する必要があり、しかも毒性が強いために2~3年同じ農地に植えた後は場所を変えてやる必要がある。4~5年は元の土地には植えられない。こうした制約のため、新米の農家が半夏を植えても元手をすってしまう可能性が高い。こうした理由があるにせよ、村民の側は書記が補助金の枠を他村に譲ってしまったことに大いに不満であった。

人民公社時代と比較すればはるかに豊かになったはずの麦村村民の間に、かくも様々な不満の表現が満ちあふれているのはなぜか。その背景は、いうまでもなく、史上例を見なかった政府の農村優遇政策にとまなう資源の農村への逆流現象がある。農民の側も当初、こうした現象について半信半疑だったようである。麦村の旧主任の語ったところによれば<sup>(注32)</sup>、五一二大地震後の政府による家屋再建資金の申請に際して、村民の態度は3種類に分かれた。第1に、老人を中心に、たとえ自然災害に見舞われても政府の金は受け取らない、という者。第2に、政府が補助金をくれることが信じられず、くれたとしてもまた返済を迫られるのではないかと懐疑的な者。そして第3に、政府がくれるならば受け取っておき、あとで返済を求められれば返済すればよい、と考えた者である。第1、第2

のタイプの村民は再建資金を申請しなかった。政府の資金を受け取り、最も利益を得たのは第3のタイプの村民である。第1、第2の村民は、政府が実際に補助金を支給し、しかも返済義務もなかったことを知り、嫉妬にかられ、騒ぎ始めた。こうした際の不満はたいていの場合、村幹部に向けられる。

### 【事例5 前村長の辞任】

前出の林 KH の弟の WH などは、家屋再建資金の分配をめぐり、十数回にわたり前村長林 YW の家に抗議に来た。正月にも数人を引き連れてやってき、銅鑼と太鼓を叩いて騒ぎ、手にもった大字報（大きな紙に評論・批判・要求などを記した壁新聞：筆者注）のような白い紙には、村長を批判する文面が書かれていた。正月にもめ事や喧嘩を起こすのは不吉なことであり、村長の家族は彼らを門の外に防ぎとめた。林 WH は鎮の派出所まで村長を訴えに何度も陳情に出向いている。その他の場面でも、村長は村民に殴打されるなどの事件があり、2013年には辞表を出して退任した。

ここまで見てきた通り、様々な政府の「三農」優遇資金——家屋再建資金、復興生活費、最低生活保障、退耕還林、食糧直接補助、計画生育、井戸、小麦粉、特産品への補助金など——の麦村への流入にともない、当初は半信半疑だった村民も、徐々に利益や損得について鋭敏になってきた。その要諦は「貰えるものは、たとえ少しでも貰えるだけ貰う」ということであり、さらに「どれだけ貰えるか」に関しては、他の村民や他村との比較、すなわち引き比べが決定的

に重要な役割を演じていた。まさに、『論語』季氏篇の「寡なきを患えずして均しからざるを患う」（不患寡而患不均）にも似た状況が、ポスト税費時代の麦村村民の間で行動の指針となりつつある。

### 3. 非協力

前節に見た通り、利益の分配をめぐり、村ごとに定数があり、村幹部による再分配のフィルターを通すタイプの資源は少なくない。最低生活保障や退耕還林などがその典型である。麦村でのこれら資源の分配は、村幹部によって受益の対象を選定する過程で、必ず紛糾を招くといっても過言ではない。その際、村民の不満は十分な資源をよこさない政府に対してではなく、割り当て作業に携わる村幹部に向けられる。政府資源分配のフィルターとしての村幹部の措置は、いかに公平に配慮して行ったとしても、必ず一部の村民にとっては「不公平」な分配を行ったと認識され、【事例5】に見た通り非難のターゲットになり、村幹部と村民委員会は求心力を失う。前節で跡付けた通り、中国農民の、中央政府に対する信頼感は高く、基層に近い政府ほど威信は低く、村幹部への信頼は最も低くなっている。その結果、「政府がやることであれば文句はないが、村がやることには協力しない」との農民の基本的なダブル・スタンダードが形成される。村幹部がリードして、村民の多数の参加を必要とするようなガバナンスのコストは高くなってしまう。

ガバナンスのコストは、村民が公共的な事柄について私的な利益を「譲る」あるいは「負担する」ことのできる度合いに比例して下がっていく。逆に「譲らない」あるいは「負担しない」

度合いが高くなると、ひとつの目標に向けて村民をまとめていくコストは高くなる。そしてここでも、「譲る」、「譲らない」あるいは「負担する」、「負担しない」基準は絶対的なものではなく、他人である。すなわち「他人が譲らないなら自分も譲らない」（别人不让，我也不让）というもので、実際に村民の口から多く聞かれた言葉である。「譲らない」農民が多くなったことは、以下のような事例により明らかとなる。

#### 【事例6 麦場の使用法】

麦村が属する西北農村で、刈り入れの終わった麦を積んでおき、脱穀作業を行うのが「麦場」とよばれる公共の場所である。第5社の社長、何YMは現在頭を痛めていることとして、先に麦刈りを終えた社員が、共用の麦場に自分の物を置いて場所を塞いでしまうことを挙げた。彼自身の麦はいつも最後に脱穀する。何は「今の人間たちは言うことを聞かなくなった。共産党はよく、政策もよすぎて、人民は野蛮になってしまった」（現在の人不听话，共产党太好了，政策都特别好，人民变野蛮了）と嘆いている。

#### 【事例7 偏屈な村民】

公共的な生活に対し「譲らない」姿勢を崩さない村民として、29歳の林DHがいる<sup>(注33)</sup>。旧村主任の証言<sup>(注34)</sup>によれば、2011年前後に彼が自らの権益を主張したケースは3度ある。①彼の自宅付近に新設された老人養護施設（五保家园）に村が深さ7メートルほどの井戸を掘った。するとDHは三角形の書き込まれた図をもってきて、この井戸は深さ4メートルにとどめなければ、

隣にある自分の農地に悪い影響を与える、と主張した。②DHの自宅の後ろに、隣人が石を置いているが、石を置くときの振動が気になると主張した。③自宅の裏にある公共の「麦場」が彼の家の0.5畝の土地を侵食していると主張。DHはこれらについて、鎮政府に直接訴え、解決してくれるように訴えている。他方で、彼の飼育している数頭の豚が、③の公共麦場の地下を掘り崩してしまっているという問題があり、現在、豚はあらわになった木の根につながれている。

以上のような公共生活において「譲らない」姿勢は、林DHにおいてやや極端に表れていると思えるが、ポスト税费時代の村民全体に通ずる傾向でもある。このような村民の態度が村のガバナンスにどのような影響を与えるだろうか。以下、麦村の道路建設の事例を観察することで浮き彫りにしてみたい。

中国内陸部の多くの村と同様に、2010年前後の麦村でも村周辺の道路の舗装が村民の関心事となっていた。村周辺で、舗装が課題となっていた道路は、4つの部分である（図1）。すなわち、①隣のHJ村から麦村の入り口までの入村道路（全長1500メートル）、②麦村中心集落の環状道路（全長1600メートル）、③中心集落内の小径（全長1500メートル）、④中心集落と周辺集落を結ぶ道（全長4500メートル）、である。

①について、筆者が2010年と2011年に麦村を訪問した際、県城からやってくる道路はHB鎮の中心地までしか舗装されておらず、そこから村までは土の道であった。降雨の後で泥濘にはまり、同じ小型バスに乗り合わせた乗客全員で車を押し、かろうじて脱出したこともある。



この時期、県内の農村道路の状況は似たり寄ったりであった。

また③の整備も切実な問題だった。ひとつは水汲みの問題である。麦村の中心集落で、標高の高い部分に住む村民で、貯水のための井戸(旱井)をもっていない村民は中心部の公共井戸(図1)まで下りてきて水汲みをする必要があるが、いったん降雨があると、坂道はぬかるんで滑りやすくなり、水汲みができず、雨水に頼るしかなくなる。もうひとつは、小麦の運搬の便宜であり、次のようなエピソードがある。

#### 【事例8 農道拡張協議の頓挫】

畑で刈り取った小麦は麦場まで運搬した後、脱穀を行う。ところが畑から麦場までは細い道しかないため、小型の農業用トラックでの運搬となるが、多くを積み込むことはできず、3回に分けて運ぶしかない。1回の運搬に30元の料金がかかるため、3回に分ければ90元かかる。費用を節約するなら自分で背負って運搬するしかない。この状況を改善するため、付近の30~40世帯が協力して農道を拡張する相談を始めた。ところが、道路脇に住む1世帯が、自家の墓地の風水に影響が及ぶことを理由に反対し、計画は頓挫した<sup>(注35)</sup>。

さらに、②環状道路は村民の大部分にかかわる道でもあり、整備への期待はとりわけ高かった。にもかかわらず、村民の態度は以下のように冷淡なものだった。

#### 【事例9 環状道路建設への冷淡な反応】

2010年8月、麦村の幹部らは環状道路脇の村民世帯の立ち退き問題に頭を悩ませていた。

県交通局の規定によれば、新しく舗装する道路は4.5メートルの道幅を確保する必要があるが、当時の環状道路の道幅は明らかにそれより狭かった。道路脇の村民の建物を立ち退かせる必要があった。鎮のレベルの立ち退き補償額は1部屋分1500円で、農村部はそれよりも安いはずだが、当時は明確な規定がなかった。ある村民は、補償を狙って環状道路の脇にわざとトイレを建てた。この村民は、立ち退かせるならば4000元の補償をよこせと主張していた。書記の見積もりでは、このトイレの建設費用は500元ほどではないかという。書記と当時の村主任は何度も説得を試みたが、村民は回を追うごとに態度を硬化させた。この世帯の2番目の息子は杭州に出稼ぎ中であり、書記はこの息子に電話をして考えをたずねた。息子は「(立ち退きの対象となる：筆者注)他の数世帯が同意するならば俺も同意する」という。書記が「あなた自身の考えは？」と聞くと、「4000~5000元は貰わないと立ち退かない」との答えだった。同じ並びの数世帯については、1世帯はすでに立ち退きに同意している。別の世帯は4部屋分も立ち退かねばならず、補償が多額になるため、同意は得られていない。村幹部らが言うには、家屋を建てるには建築許可証(荘基証)が必要であり、鎮と県に申請し、許可が下りて初めて家屋を建てられる。ところが現状は、トイレを建てた世帯を含め、80パーセントの家屋は許可証を得ずに建てられている。「もしも政府のプロジェクトとして道路建設をやるならば説得力があり、やりやすい」と書記らは言う。政府のプロジェクトであれば、そこに司法所、国土(資源)所、交通局などが絡

み、これらの部門は国家の法律を適用し、許可証がなければ法に従って強制立ち退きとなるからである。こうして2010年まで、村幹部らはまだ申請可能なプログラムを見つけておらず、環状道路建設の具体案は固まっていなかった。2011年、筆者が3度目に麦村を訪問した際、環状道路の建設資金の申請が採択され8万元が支給されるとの情報を聞いた。環状道路の舗装は、3つのステップで行われるという。すなわち、2011年は道幅拡張と砂利敷き、2012年は排水溝掘り、2013年に舗装である。道幅の拡張に当たっては、ある村民の農地を占有する必要がある、現在の村幹部は、1980年代の村幹部であった林HWに村から配分されていた「報酬地」を回収して、この土地を当該村民の補償に充てようと考えた。ところが林HWの息子はこれに断固、譲らない姿勢を示し、たとえ最低生活保障の枠を失ってもこの土地は放棄しないと断った。この他、村の計画では、政府からの補助金以外に村民からも3万元を集めるはずだった。村民は約2000人だから、1人当たり15元ほどの額になる。ところが村民たちは概ね、進んで協力しようとはしなかった。多くの村民が出し惜しみ、結果的に1400元しか集まらなかった。村の側では、これでは無意味であるとして、その1400元を村民に返却した。

2015年に筆者が麦村を4度目に訪ねた際、①～③の道はすでに路面の舗装が完了しており、大きな変化が生じていた。村民が概して非協力的な態度をとるなかで、一体どのようにして、道路舗装は最終的に完成を見たのだろうか。

第1に、麦村書記林SYの私的な資源がフル

に活用された。②について具体的にいえば、重機である。書記は元炭鉱経営者で、現在も隣県に炭鉱を所有している。鎮政府に説得され、故郷の村で2008年から書記を務めている。そのような彼が、自らが保有するショベルカーを環状道路の工事に無料で使用させた。ショベルカーの使用料は、本来は1時間500元が相場のところ、250時間以上の工事について無償で使用したので、この分だけで12.5万元ほどになる。その他、燃料費、運転手への報酬7000元、そして排水管の購入費なども書記が自分のポケットから立て替えた。

第2に、同じく②について、元々の計画を簡略化したことも大きい。村幹部らはまず、環状道路の路線を調整し、できるだけ立ち退き補償を出さなくても済むようにした。さらに、やむをえず多少の建物や農地を占有する場合でも、これは村民の生活改善のための工事だという点を強調し、基本的には補償は行わない方針をとった。環状道路で実際に占有されたのは、村内では第1社、第2社の農地が多かった。最終的に、補償の対象となったのは、0.5畝以上、農地を潰された2世帯に限られた。これらの世帯も、現金で補償する形ではなく、既述の最低生活保障対象世帯の枠を割り当てることで補償に代えた<sup>(注36)</sup>。書記自身の農地も0.5畝占有されていたが、彼は補償を受け取らなかったもので、0.5畝未満の村民には補償を要求させない、という方針は説得力をもった。また道幅に関しても4.5メートルの確保には固執せず、道幅2.5メートルで妥協した。元の計画に執着する限り、補償問題は避けて通れなくなる。村幹部らは、補償がネックとなって工事計画自体が頓挫してしまうことを恐れたのである。また路面のセメ

ントの厚さも、元の計画では20センチメートルだったが、最終的に資金不足のため、10数センチメートルに抑えた。

第3に、セメント舗装の費用について、幹部の私的な人間関係を通じた外部資金が導入された<sup>(注37)</sup>。①については交通局の資金を獲得して舗装が行われた。林SY書記の中学の同窓生で幹部を務める林SBを通じ、そのまた同窓生である県交通局局長に話をつけた。②については貧困削減担当部門である扶貧弁公室から補助金を獲得した。麦村出身で県財政局副局長である林Hが民政局局長との人間関係を用いて扶貧弁公室に話をつけた。また③については、②の林H自身が財政局で農道の舗装を担当しており、財政局の資金を用いて舗装が行われた。

### Ⅲ 「譲らない」理由

前節では麦村のマイクロデータから、村民の大多数による権益主張行動と、村幹部への非協力行動について観察してきた。ただし、このような利己的で自分勝手に見える農民の行動は決して無秩序なものではなく、ある種の「合理性」に裏付けられてもいる。筆者はこれを、身近な他者との引き比べによって自らの行動を選択するという意味で、「他律的な合理性」とよぶ。その上で、本節では改めて、第I節で跡付けた歴史のプロセスとも突き合わせながら、麦村の社会的特質の観点から村民の行動ロジックの説明を試みたい。

#### 1. フラットな社会構造

小農経済は、①農地経営と②それに付随した農外就業の二層からなると考えられる。まず、

小農経済の核になるのが農地経営である。中国農村、とりわけ内陸部の一般農村では、近代、人民公社時代、そして税費時代を通じ、ごく近年までのほぼすべての時期にわたって、農地経営はその核を構成してきた。この点は小農が多数を占める世界の途上国農村に共通する基盤といえる。社会主義革命を経る前の中国農村の構図も基本的に同一であった。

中国農村が他の途上国農村と前提条件を大きく異にするのは、第I節に見た通り、社会主義的集団農業を経て、人民公社解体時には集団農地使用権の平均主義的分配が実施された点である。1980年代初頭の中国農民は、コミュニティの範囲で見ればいわば階層をリセットされ、ほぼ同じ規模の農地によって生計を立てる「どんぐりの背比べ」からのスタートだったのである。しかも、集団所有制のため農民が勝手に農地を売却することはできなかったため、各世帯の農地使用権は平均的な規模のままで保持されたのである。こうして核となる農地の配分がコミュニティ内で平等であった点が、中国の小農経済を他の途上国農村と区別する、重要な特徴である。

第2に、農地経営に付随して行われる農外就業である。上述した農地経営の「どんぐりの背比べ」状況は、実は農外就業(=出稼ぎ)のスムーズな浸透を後押しするものであった。農民の出稼ぎ現象が発生するためには、農村の実家において安定的な土地保有があることが基本条件だからである。そうであればこそ、ポスト税費時代には、農地経営を安定した陣地として、自家消費するための最低限の食糧を確保した上で、現金収入を求めて、相対的に賃金の高い沿海部への出稼ぎに果敢に打って出ることが可能

となった。中国のいわゆる農民工をめぐる既往研究は、出稼ぎ現象を市場経済化に伴う自明の理として捉える傾向にあり、その背景にある中国の特徴について自覚的でない。筆者が強調したいのは、中国内陸部の一般農村では、核としての耕作権が安定していた<sup>(注38)</sup>がゆえに、小農世帯は家計のなかの現金収入部分の最大化にむけて果敢に打って出る積極性が高まった、という因果関係である。2000年代の中国内陸農村で、これだけ出稼ぎが津々浦々にまで浸透したのはなぜか。その理由は、1950年代の社会主義化による農地の共有化と、脱社会主義過程での農家への平均主義的農地再分配という歴史を抜きにしては、まったく説明は不可能である。ここが、①出稼ぎ現象が主として東北・北陸や九州などに偏在した高度成長期の日本[大川1994]や、②実家の農地保有が不安定で、土地なし農業労働者が生活難から都市部に流入してスラムを形成する多くの途上国<sup>(注39)</sup>などとは異なる顕著な特徴である[賀雪峰2014, 40-48]。

ともあれ、一般的な中国内陸農村での農地経営と出稼ぎは、①基本的な食糧の確保と②現金収入の最大化という、それぞれ異なる目標をもっている。①はスコットのいう生存維持(subsistence)にかかわり、まずは譲れない線である。②は途上国から新興国に向かう地域の住民として、高度化していく消費生活への対応、家屋の新築、子女の教育など、総じて望ましい未来のために必要な収入を得るためのものである。その基本的発想は、ポプキンのいうコストと利益(costs and benefits)計算の領域に属する。この2つの目標は、前者を「保険」として用い、生存維持を確保した上で、後者を柔軟に組み合わせて追求される[Keister and Nee 2001]。農外

就業は基本的に不安定であるが、農地経営は安定している。中国農民は、小さくとも実家に必ず農地をもっているからこそ、いざというときには、都市での就業を暫時、中断して農村に戻り、農地経営をしながら、時機が熟するのを待つことも可能である。2008年の世界金融危機の際に明らかになったように、中国の農民は出稼ぎ先で解雇になった場合でも、農村の実家に引き揚げて淡々と次の機会を待つことができたので、社会全体としてはなんの混乱も生じなかった[賀雪峰・袁松・宋丽娜ほか2010]。こうした意味で、現在の中国農村は中国社会の「貯水池」であり、また「安定装置」であるとする指摘[賀雪峰・袁松・宋丽娜ほか2010; 賀雪峰2014]は、きわめて的を射ている。

通常、小農世帯は上記の①と②を同時に追求する。農地経営と出稼ぎは車の両輪のようなもので、多くの場合、ひとつの世帯内では父親世代と子世代の分業の形をとる<sup>(注40)</sup>。この点、身寄りのない老人や身体障害者の家庭、あるいは「親不孝」な子をもつ老人は、生活の糧として農地しかもたないことになり、こうした世帯が労働力も失い始めた際には、やはり「生存の維持」が一番の課題になってくる。ただし、麦村の例で見た通り、ポスト税費時代ではこうした独居老人や貧困家庭、身体障害者家庭の扶養は、政府の「五保戸」の制度や最低生活保障制度などの社会政策がカバーするようになっている。さらに、中国政府は2020年までに「貧困」を根絶することを目指し、貧困削減事業を進めている<sup>(注41)</sup>。こうした環境下において、「生存維持」の原理は農民の行動ロジックから消滅したとはいえないものの、かなり周縁化しているものとみてよい。

他方で、成功者として小農経営から離脱できる人の割合も、とりわけ経済的機会の少ない中国内陸農村では限られている。数少ないこれらの成功人士は、大きく3つに類型化できる。①出稼ぎからたたき上げて自営ビジネスの段階まで進んだ経営者層、②教育の階梯を順調に駆け上り、高等教育卒業後に都市の機関や企業で正規の職を得た人々、③政治的な成功者として上級政府部門に職を得た幹部である。例えば、麦村の支部書記林SYは炭鉱経営者として、①に近い位置づけの人物であり、また【事例9】の道路建設において外部資金をもち込んだ県財政局副局長の林Hは③の類型に属する。

以上をまとめるなら、麦村をはじめとする現在の中国内陸の一般農村は、村民の大多数が安定した農地の経営ですでに生存の維持に関しては不安がなく、出稼ぎでさらなる経済的実力を求めるが、いまだ成功者とはなり得ていない人々が大多数を占める、相対的にフラットな構造をもつ社会であるといえる。

前述の通り、通常、途上国の小農コミュニティの内部には比較的大きな階層格差が存在する[Scott 1976, 46-51; 1985, Chap.5; Popkin 1979, 61-62]。コミュニティの内部で、相対的な富者と貧者は地主-小作関係、雇用-非雇用関係で結ばれており、貧者は富者の農業生産においても不可欠で、その代わりに富者は貧者に対して庇護を与える義務もあった。こうした義務からの逸脱は、たとえそれが灌漑プロジェクトの実施による水稻二期作の導入やコンバインハーベスターの普及などによる大きな経済的変化によるものだったとしても、貧者からの日常的言論や行動を通じた抵抗とモラル面からの圧力にさらされることになる[Scott 1985, Chap.5-6]。

翻って、ポスト税費時代の中国農村では、フラットな構造の下で小農同士が競い合うなかで、前節に見たような農民の「譲らない」行動が発生している。現在の中国の条件の下では、貧者が生存維持のために富者との間のパトロン-クライアント的な関係に依存するケースは、皆無ではないかもしれないが、少なくとも例外的であろう。その代わりに、小農家庭はそれぞれが富裕を目指して出稼ぎに行く。出稼ぎとは、農地経営で生存維持を確保したうえで、現金収入を求め果敢に打って出る行為である。そのロジックは、ポスト税費時代において政府から逆流し始めた新しい資源を自らの当然の権益として果敢に求める行為と表裏一体である。配給小麦の文字通りの争奪戦（【事例3】）に見られたように、他人を押しつけて自らの小農世帯の利益を押し出すことに、農民は痛痒を感じなくなっているのである。コミュニティの人間関係に保険を掛ける必然性は弱くなった。こうした人々の変化は、村の公共施設である「麦場」の使用法をめぐっての、「人民は野蛮になった」との社長のコメント（【事例6】）に集約されていた。

## 2. コミュニティ面識関係の存続

現在の麦村村民は、パトロンからの庇護を期待することなく、したがってその期待が実現されないとき、ひそやかな抵抗に出ることはなかった。その代わりに、彼らはコミュニティ内外の隣人たちとの待遇格差については過敏な反応を示していた。前節に見た通り、日常的な世論形成においては、資源の分配の仕方が「不公平である」との論評がしばしば現れていた<sup>(注42)</sup>。引き比べの対象が存在し、さらにそれらが認識されていなければ、こうした表現は採用されな

いはずである。麦村では最低生活保障の定数がどの世帯に割り当てられるのか、皆が非常に関心をもち合い、関連の情報もすぐに伝達される。他の村民や他村との引き比べに基づく嫉妬、羨望、不公平感などが生まれやすいのはこのためである。麦村では出稼ぎの一定程度の浸透にもかかわらず、コミュニティの面識関係と村民間の情報流通がいまも保持されていることを意味する。

既述の通り、2000年前後から、中国内陸部の村々では沿海部・大都市部での農外就業すなわち出稼ぎが普遍化した。「若い人々はみんな出稼ぎに出て、村にいないのは年寄りと子供ばかり」などとしばしばいわれる。とりわけ安徽、江西、湖南、湖北、重慶、四川、貴州など内陸南方の出稼ぎ地帯では、実際、こうした大雑把な概括があながちの外れでない現状が見られる。これら諸省の農村では、多数の村民が長期間出稼ぎに出ることで面識関係が薄れ、互いの家庭内の経済状況がわからないという状況の下で、かえって見栄を張るために家屋の豪華さを競い合い、葬儀が派手になるなどの消費主義的傾向が現れやすくなる [馮 2015]。

いっぽう麦村では、甘肅省や西北の平均よりは出稼ぎが浸透しているが、女性や壮年層を中心として、相対的に多くの農民が村に残っている。出稼ぎに出ている者も、夏の麦刈りの時期を中心に1年のうちの比較的長い時間を村内で過ごし、南方諸省のようにコミュニティが空洞化するような事態には至っていない。いってみれば、出稼ぎと在村での生活が微妙な均衡を保っている。そのようなタイプの出稼ぎを筆者は別稿 [田原 2018a] で「副業型出稼ぎ」とよび、南方内陸諸省の「主業型出稼ぎ」と区別した。

副業型出稼ぎが中心の地域では、農地経営を軸とするコミュニティの生活とコミュニティの記憶が比較的よく保たれ、面識関係も比較的よく温存されている。実際、麦村村民の生活は基本的に質素であり、消費主義的なメンツの張り合いは見られない。これは互いの家庭環境に関する情報が流通しやすく、不必要にメンツを張る必要がない、という事情に絡むものである。

逆説的に響くが、麦村村民の「譲らない」姿勢は、麦村の村民がまだ村の公共的な事柄に関心をもち続けていることをも示す。そうであればこそ、村民は村民委員会＝村幹部が「公平」という基準をもって政府資源を分配することを期待する。しかし実際には、誰にとっても「公平」な措置は存在しえない。このため、村が政府資源へのアクセスの機会をもてばもつほど、村幹部がその村民への分配に失敗する機会も増え、村民の恨み言はつり、【事例5】に現れたように村幹部の権威は失墜し続けることになる。行政村が主体となっていく公共事業において多数の村民が譲らない姿勢をとるのも、あくまで政府資金の分配において「公平」を実現できない村幹部への非協力の表明なのである（「政策はよいが、きちんと実施されない」）。これに対し、民間が主体となっていく、例えば伝統的な宗教施設である家神廟<sup>(注43)</sup>の再建事業などにおいて、麦村内外の農民らは【事例9】のなかで見たのとは対照的に、きわめて協力的な行動をとる。詳細に述べる紙幅はないが、廟の再建運動には、寄付金の供出については麦村全世帯数の約45パーセントに当たる180世帯が、お布施の形では約65パーセントに当たる259世帯が自発的に参加していた。つまり、宗教的な領域では世俗のレベルとは異なり、コミュニティ面

識関係の保持は、プラスの要素として働いたと見られるのである。

## む す び

歴史上の長期にわたって、革命や暴動など非日常的な形で噴出したものを除き、中国農民の行動の多くは、生存維持を目的とした地主や政府・公的権力に対するひそやかな、顕在化しない、いわばスコットの日常的抵抗の文脈で理解することが可能であった。

時は下り、2000年代以降に至って、農民の行動ロジックはもはや生存維持を賭けた弱者の「抵抗」の文脈からはうまく説明できなくなっている。それにもかかわらず、人びとは近年の農民の行動を相変わらず「抵抗」の文脈から理解しようとし続けている。その違和感が筆者の問題意識の底流にあった。

本稿では、ポスト税費時代の中国西北部、甘粛省の麦村という場に固有の文脈から、近年の農民の「譲らない」行動ロジックについて検討してきた。麦村村民の姿から見えてきたのは、ポスト税費時代、一般内陸地域の農民の行動様式は、もはや「弱者による秘められた抵抗」ではないということである。それは、「貰えるものは貰えるだけ貰っておく」という権益の主張と、「他人が譲らないなら自分も譲らない」という非協力の論理に貫かれていた。この2つの論理の基盤にあるのは、身近な他者との引き比べから経済的利益の主張や協力・非協力を選択する、「他律的な合理性」とよぶべき基準である。「自分たちが当然、受けとるべき利益」あるいは「支出・供出すべき負担」とは、絶対的な基準をもつものではなく、①麦村村内での他の村民と

の関係、あるいは②麦村と他村との相対的な関係において判断されていたからである。この相対的な基準からの逸脱は、自らが少なく利益を受け取る場合、あるいは多く負担する結果になった場合は「不公平」と見なされる。そうした不満は、宴席など日常的な言論の場で噴出したり、個人的な陳情行動に結びつく場合もある。こうした行動は基層の村幹部の行動選択に間接的に影響を及ぼす。その意味で、「譲らない」農民たちの言動は、間違いなく「日常的政治」(everyday politics) [Kerkvliet 2009] の一環をなすものであるが、それはもはや弱者による、秘められた日常的抵抗とは似て非なる行動である。

こうした行動ロジックが形成された要因として、本稿では、世界の途上国農民研究の成果を意識しつつ、中国農村が経験してきた独自の経路に着目した。大きくまとめるなら、それは以下の3つの史的要因が相互に共鳴し合った結果といえる。

### (1) 1980年代初頭

人民公社解体過程での平均主義的農地配分により、コミュニティ内階層がリセットされた。

### (2) 2000年代

出稼ぎが普遍化し、村民の市場資源獲得機会は拡大しつつも、コミュニティの面識関係は保持された。

### (3) 2006年以降

農村優遇政策による中央政府の農民支持が鮮明となり、同時に各種政府資源が農村に流入を始めた。

以上の史的展開は中国農村全体に共通するものではあるが、市場経済との関係を示す(2)に

については、各地域の農村でかなりの差異が存在するはずである。もともと農外就業の機会の豊富な地域や、あるいは出稼ぎが過度に浸透することによりコミュニティの面識関係が損なわれた地域では、麦村で見たような「譲らない」ロジックが顕著ではない可能性がある<sup>(注44)</sup>。本稿第Ⅱ節に見た様々な権益の主張や非協力の行動選択は、村民たちが日常的に顔を合わせて情報交換を行ったり、不満を噴出させたりする時間と空間の存在が前提となっていた。その際、そもそも他者に関する情報がなければ、「不公平感」は生じようがない。こうした意味で、麦村村民の他律的合理性の背後では、(2)の要素が微妙なバランスを保っているといえる。

なぜ、我々は農民の陳情行動の話などを聞くと、すぐに「弱者の抵抗」のフレームで考えてしまいがちなのか。ひとつには、我々が豊かになりつつある普通の中国農村、しかも農民の行動が事件化しているような特殊な農村地域ではなく、もっと平凡な農村の姿を知らないからであろう。さらにいえば、強権的な中国政府の下で虐げられる農民、という図式を、我々が無自覚のうちに好んで消費してきたからでもあろう。社会の基層に生きる大多数の人々の理解は、意外に困難であるといわねばならない。

(注1) 中国革命と農民にかかわるレビュー論文として、Pepper [2004] を参照。

(注2) 「集団」は中国語では「集体」と呼ばれ、個人と国家の間に存在した生産隊、生産大隊、人民公社などの組織を指す。中国農村に集団が形成された直接的な契機は、人民共和国建国後の1950年代半ばの農業集団化により土地の私有制が廃止され、集団所有制に移行したことである。人民公社時期を通じ、集団は土地やその他財産

の保有・管理主体として成長し、一部の地域では集団が経営する企業体＝集団経済が発展した。人民公社の解体後も、村民小組、行政村、郷鎮などの集団は農村の土地の保有主体であり続けており、内部成員の生産・生活全般について責任を負うという基本的性格は消失していない。なお私見では、集団の要素は中国南方よりも北方農村により色濃く認められる。

(注3) 中国語では「費用」と表現される。村レベル、および郷鎮レベルのインフラ・福祉・人件費・教育・民兵・計画出産など公共の用途のために徴収された[嚴2002, 95-101]。

(注4) 中国語の「維護利益・権利」の略語であり、「権益を守る、擁護する」の意味となる。

(注5) 農民に関わる維権のイシューとしては、都市部での農民工の権益保護問題と、都市近郊農村での失地農民(請負農地を収用された農民)の問題が二大領域としてクローズアップされている。なお、中国都市部の維権の展開を研究対象とした呉茂松[2014, 1-25]によれば、擁護すべき「権益」の具体的内容としては、2003年以降は「利益」よりも「権利」の方に重点が移っていったという。その点、農民を主体とした「維権」の対象は、現在にいたるまで「権利」よりは「利益」に重点が置かれ続けているといえる。

(注6) 『弱者の武器』は2007年に中国語に翻訳・出版されており、中国国内の農村研究者の間でのその影響力はますます増大したといえる。

(注7) 宮本常一[1985, 105-107]は日本の民間に食糧確保の知恵が備わっていた点と対比しながら、中国の人口動態が「波乱万丈」であり、ようやく一億人程度で安定し始めたのは明が建国してからであったと述べている。

(注8) 特に日中戦争期の農村での徴兵実態については、笹川・奥村[2007, 64-122]を参照。

(注9) 筆者の西和県と麦村での現地調査は、2009年7月、2010年8月、2011年8月、2015年5月、2016年7~8月の5度にわたり、合計7週間ほどの住み込みを通じ、聞き取りと参与観察を行った。本稿で使用する情報は特に注記しな

い限り、上記のフィールド・ワークで得られたものである。なお「麦村」とは、中国農村研究の慣例にしたがい筆者が用いる仮名で、中国語では「学名」とよびならわす。こうした学名を使用する理由は現地のインフォーマントのプライバシー保護の観点からでもあるが、別稿〔田原2018b〕で論じた通り、現地の農民生活にとって小麦が格別の象徴的意義を備えていると考えるからでもある。人名については、主としてプライバシーの観点から仮名、イニシャルを用いた。

〔注10〕 国民党は世帯を単位として「戸長」を置き、10戸を「甲」として「甲長」を置き、10甲を「保」として「保長」を置いた。保長・甲長の重要な仕事のひとつが、壮丁の徴発であった。

〔注11〕 一家に壮丁が2人以上いる場合、その1人を「保丁」とした。

〔注12〕 1959年から1960年にかけて、西和县全域での人口は20万2400人から19万3700人と、8700人減少している〔西和县志編纂委員会1997, 261〕。もしもこれを、县城の人口などを考慮せず単純に現在の村民委員会数の384で除してみれば、この1年間の減少幅は1村当たり23人となる。2人という数字の少なさは、他村と比較しても際立って少なく感じられたことは想像できる。

〔注13〕 もと李宋大隊書記、李YZへの筆者による聞き取り（2010年8月15日）。

〔注14〕 冒頭に述べた通り、同時期の日常的抵抗の研究は近年、とみに盛んになってきている。

〔注15〕 その他の類似の事例として、Judd [1992, 339-346], Blecher and Shue [1996, 191-194], Li [2009, 269-271]などを参照。

〔注16〕 何紹輝 [2012] は1990年代の農民の行動につき、やはり農民の生存維持第一主義（「过日子」の発想）から説明している。

〔注17〕 呂小莉 [2014, 123] は、税費時代からポスト税費時代の農民の陳情行動の分析を通じ、農民の選択が中央政府の政策と密接に連動していた点を指摘している。

〔注18〕 田先紅 [2012, 113-114] は、従来の税

費時代における、やむにやまれぬ「権益擁護型」陳情が減少する一方で、「営利型」陳情が増えてきたことの大きな背景のひとつとして、これら政府の農民優遇資金の流入を挙げている。

〔注19〕 制度的には、扶養者のいない障害者や16歳未満の者も対象に含まれる。少年の場合には埋葬の代わりに教育が保障の対象となる。人民公社時期は、公社の集団が「五保」の担い手であったが、現在では政府財政から補助が行われる。

〔注20〕 もと村主任林YWへの筆者による聞き取り（2010年8月7日）、および『西和县志〕〔西和县志編纂委員会2014, 750〕。

〔注21〕 中央政府は2006年に267億元、2011年には986億元ほどを支出している（「中央财政新增125億元直补粮农」『农民日报』2006年4月12日、「今年粮食直补和农资综合补贴资金下拨」『农民日报』2011年1月21日）。

〔注22〕 HB（郷）鎮2009年粮食直补及农资综合补贴资金发放花名册（2009年6月22日）。

〔注23〕 これは「低保」が導入されて以来、全国的な現象である。例えば幹部の縁者が低保の対象となる「関係保」の問題が指摘されている（「干部家属成低保对象困难群众被拒之门外 海南万宁：农村低保成了“关系保”」『农民日报』2008年12月10日、「农村家庭低保认定难问题突出 民政系统已建立监督检查长效机制」『农民日报』2014年2月20日）。

〔注24〕 西和地域の「社」は一般地域の「村民小組」に相当し、したがって「社長」は一般地域の「村民小組長」に当たる。麦村は8つの「社」からなるが、第8社には社長がいないため、第7社の社長が合わせて業務を担当している。

〔注25〕 麦村村支部書記林SYからの筆者による聞き取り（2015年5月3日）。

〔注26〕 退耕還林とは、生態環境保護の観点から、山岳地帯を中心とする生産性の低い農地を林野に戻す政策的措置である〔白石2005, 223-228〕。甘肅省は全国の退耕還林政策の重点としての地位を占めた。退耕還林がほぼ完成する

2008年末までに、同省では166万世帯の農家にかかわる2618万畝の耕地を林野に戻し、補助金の累計は116億6000万元であった（『甘肃退耕还林成绩列全国榜首』『农民日报』2009年5月28日）。1世帯平均で計算すると、約15畝を差し出し、約7000元を受け取ったことになる。

（注27） 麦村所蔵資料（HB鎮2010年完善退耕还林粮食及現金補助兌現花名冊）による。

（注28） 西和县全体の村民委員会の平均規模は205世帯である〔国家统计局农村社会经济调查司2011〕。

（注29） 同村で8つある「社」のうちの第5社（62世帯、304人）を対象に、全世帯の家族構成、就業地点等につき、筆者が社長へ聞き取りを行った。

（注30） 実際には村民林JQが経営する私営の幼稚園（学前班）が存在している。

（注31） 「均分」のロジックに絡み、麦村の事例ではないが、西和県内で次のような事件があった。2008年の震災後、HL郷のある村で、農民の陳情が発生した。西和県当局が認定したこの村の震災後の家屋再建補助対象は45世帯であったが、実際の被害状況はどの世帯も大差はなく、この点を考慮した村幹部は補助金を各世帯に平均分配しようとした。ところが、先に認定されていた45世帯がこれに不満を覚え、直接、西和県を管轄する隴南市レベルに陳情を行った。隴南市の民政庁は西和県の民政局を訪ね、現場で協議と調停を行った結果、最終的にはやはり補助金を全世帯に均等分配することで決着がついた（西和県司法局幹部への筆者による聞き取り、2010年8月13日）。

（注32） 麦村村主任（当時）林YWからの筆者による聞き取り（2011年8月8日）。

（注33） 彼は独特の性格の持ち主である。確認はできていないのだが、先に村支部書記が「低保」の枠を与えた軽い知的障害をもつ隣人、というのは林DHを指していると思われる。

（注34） 麦村もと村主任林YWからの筆者による聞き取り（2011年8月8日）。

（注35） この事例のように、村の小規模インフラ事業の実施において、「風水」への影響が理由となり、計画が頓挫するケースは中国農村では広く見られる。

（注36） 最低生活保障が本来の目的を離れ、幹部のガバナンス資源として使用される例は近年、全国で見られ、中国農村研究のひとつの 이슈ともなっている。例えば郭亮〔2009〕を参照。

（注37） この点は、陳峰の次の指摘に一致する。「プロジェクト資金の獲得は通常、郷村幹部が私的な人間関係を動員して行う。農民自身は公共事業の建設においていかなる人力、物力、財力も投入することはない」〔陳峰2015, 105〕。

（注38） この点、発展した沿海部農村、都市近郊農村や幹線道路脇に位置する農村は、本稿での議論とは前提を異にする。前述の通り、これらの農村においては、政府による土地収用により農地そのものを失うケースが多い。他方で、これらの農村では一般に近隣での農外就業の機会も豊富で、遠隔地への出稼ぎは多くない。土地をめぐる非日常的な抵抗はメディアや学界からの注目を集めやすいが、広大な内陸地域の一般農村を代表する現象ではない。

（注39） 例えばフィリピンについて、中西〔1991, 106-107〕を参照。

（注40） 賀雪峰〔2014〕はこれを「世代間分業を基礎とした半耕半農」（以代际分工为基础的半工半农）とよんでいる。

（注41） 中共国务院扶贫办党组「脱贫攻坚砥砺前行奋进的五年」『人民日报』2017年10月17日。

（注42） 中国語の「不公平」は日本語とほぼ同義である。

（注43） 家神廟信仰とは甘肅の定西地域、隴南地域に広がる習俗である。「家神」とはすでに亡くなった祖先とその他の神仙に由来する、家族の保護神を指す。西和県では、現在でもほぼすべての村に家神廟が存在している。多くの村は多数を占め、中心となる家族がいるが、そうした村の主姓が建造した家神廟は、排他的ではなく、

近隣の他姓の村民も自由に参拝に訪れる。距離的な近接性から、村民にとって家神廟はきわめて身近な公共施設である。

(注 44) 例えば前者に関して、同じ西和県内でも県城に隣接して比較的豊かな XY 郷の Z 村では、最低生活保障の枠の獲得など誰も興味を示さないと聞いた。また後者の例としては筆者の他の調査地である江西省の花村が挙げられるが、ここではそもそも誰が最低生活保障を貰っているのか、複数のインフォーマントは承知しておらず、興味もなさそうであった。

## 文献リスト

### 〈日本語文献〉

- 大川健嗣 1994. 『出稼ぎの経済学』 紀伊國屋書店.  
巖善平 2002. 『農民国家の課題』 名古屋大学出版会.  
小林一穂・秦慶武・高峯梅・何淑珍・徳川直人・徐光平 2016. 『中国農村の集住化——山東省平陰県における新型農村社区の事例研究——』 御茶の水書房.  
呉茂松 2014. 『現代中国の維権運動と国家』 慶應義塾大学出版会.  
笹川裕史・奥村哲 2007. 『銃後の中国社会——日中戦争下の総動員と農村——』 岩波書店.  
白石和良 2005. 『農業・農村から見る現代中国事情』 家の光協会.  
田原史起 2018a. 「『発家致富』と出稼ぎ経済——21世紀中国農民のエートスをめぐって——」 代田智明監修、谷垣真理子・伊藤徳也・岩月純一編 『戦後日本の中国研究と中国認識——東大駒場と内外の視点——』 風響社.  
—— 2018b. 「『資源』としての人民公社時代——中国西北農村のガバナンス論序説——」 『村落社会研究ジャーナル』 48 (4月) 1-13.  
中西徹 1991. 『スラムの経済学——フィリピンにおける都市インフォーマル部門——』 東京大学出版会.  
馮川 2015. 「中国農民の農外就業モデルと農村社会

における付き合いの『負担』——湖南省常德市 G 村・T 村の比較分析——」 『アジア地域文化研究』 (東京大学大学院総合文化研究科) 11 (3月) 150-169.

宮本常一 1985. 『塩の道』 講談社.

### 〈英語文献〉

- Bernstein, Thomas P. and Xiaobo Lü 2003. *Taxation without Representation in Contemporary Rural China*. Cambridge: Cambridge University Press.  
Blecher, Marc and Vivienne Shue 1996. *Tethered Deer: Government and Economy in a Chinese County*. Stanford: Stanford University Press.  
Fei, Hsiao-tung and Chih-i Chang 1945. *Earthbound China: A Study of Rural Economy in Yunnan*. Chicago: University of Chicago Press.  
Gao, Wangling 2011. "A Study of Chinese Peasant 'Counter-Action'." In *Eating Bitterness: New Perspectives on China's Great Leap Forward and Famine*. eds. Kimberley Ens Manning and Felix Wernheuer. Vancouver: UBC Press.  
Judd, Ellen R. 1992. "Land Divided, Land United." *China Quarterly* (130) June: 338-356.  
Keister, Lisa A. and Victor G. Nee 2001. "The Rational Peasant in China: Flexible Adaptation, Risk Diversification, and Opportunity." *Rationality and Society* 13(1) February: 33-69.  
Kerkvliet, Benedict J. Tria 2009. "Everyday Politics in Peasant Societies (and ours)." *Journal of Peasant Studies* 36(1) January: 227-243.  
Li, Huaiyin 2009. *Village China under Socialism and Reform: A Micro-History, 1948-2008*. Stanford: Stanford University Press.  
Moore, Barrington 1966. *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*. Boston: Beacon Press (邦訳は宮崎隆次・森山茂徳・高橋直樹訳『独裁と民主政治の社会的起源 I・II

- 近代世界形成過程における領主と農民——』岩波書店1986・1987年).
- O'Brien, Kevin J. and Lianjiang Li 2006. *Rightful Resistance in Rural China*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Oi, Jean C. 1989. *State and Peasant in Contemporary China: The Political Economy of Village Government*. Berkeley: University of California Press.
- Pepper, Suzanne 2004. "The Political Odyssey of an Intellectual Construct: Peasant Nationalism and the Study of China's Revolutionary History: A Review Essay." *Journal of Asian Studies* 63(1) February: 105-125.
- Pietz, David A. 2015. *The Yellow River: The Problem of Water in Modern China*. Cambridge: Harvard University Press.
- Popkin, Samuel L. 1979. *The Rational Peasant: The Political Economy of Rural Society in Vietnam*. Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press.
- Scott, James C. 1976. *The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in Southeast Asia*. New Haven: Yale University Press (邦訳は高橋彰訳『モーラル・エコノミー——東南アジアの農民叛乱と生存維持——』勁草書房1999年).
- 1985. *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*. New Haven: Yale University Press.
- Skocpol, Theda 1979. *States and Social Revolutions: A Comparative Analysis of France, Russia, and China*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Tawney, R. H. 1932. *Land and Labor in China*. London: George Allen and Unwin (邦訳は浦松佐美太郎・牛場友彦訳『支那の農業と工業』岩波書店1935年).
- Walker, Kathy Le Mons 2008. "From Covert to Overt: Everyday Peasant Politics in China and the Implications for Transnational Agrarian Movements." *Journal of Agrarian Change* 8(2-3) April: 462-488.
- Wolf, Eric R. 1969. *Peasant Wars of the Twentieth Century*. New York: Harper & Row.
- Zhang, Li, Richard LeGates and Min Zhao 2016. *Understanding China's Urbanization: The Great Demographic, Spatial, Economic, and Social Transformation*. Cheltenham and Northampton: Edward Elgar.
- 〈中国語文献〉
- 陈峰 2015. 「分利秩序与基层治理内卷化 —— 资源输入背景下的乡村治理逻辑 —— 』『社会』(3)(5月) 95-120.
- 陈桂棣・春桃 2004. 『中国农民调查』北京 人民文学出版社 (邦訳は納村公子・椋田雅美訳『中国農民調査』文藝春秋2005年).
- 狄金华 2015. 『被困的治理 —— 河镇的复合治理与农户策略(1980-2009) —— 』北京 生活・读书・新知三联书店.
- 狄金华・钟涨宝 2014. 「变迁中的基层治理资源及其治理绩效 —— 基于鄂西南河村黑地的分析 —— 』『社会』(1)(1月) 148-174.
- 董海军 2008a. 「“作为武器的弱者身份” —— 农民维权抗争的底层政治 —— 』『社会』(4)(7月) 34-58.
- 2008b. 『塘镇 —— 乡镇社会的利益博弈与协调 —— 』北京 社会科学文献出版社.
- 高王凌 2006. 『人民公社时期中国农民“反行为”调查』北京 中共党史出版社.
- 国家统计局农村社会经济调查司编 2011. 『2011 中国县(市)社会经济统计年鉴』北京 中国统计出版社.
- 郭亮 2009. 「从“救济”到“治理手段” —— 当前农村低保政策的实践分析: 以河南 F 县 C 镇为例 —— 』『四川行政学院学报』(6)(12月) 96-99.
- 何绍辉 2012. 「“过日子”: 农民日常维权行动的分析框架 —— 以湘中 M 村移民款事件为例 —— 』

- 『中国农村观察』(6)(11月)53-61.
- 贺雪峰 2013.『新乡土中国(修订版)』北京 北京大学出版社.
- 2014.『城市化的中国道路』北京 东方出版社.
- 贺雪峰·袁松·宋丽娜等 2010.『农民工返乡研究 —— 以 2008 年金融危机对农民工返乡的影响为例 ——』济南 山东人民出版社.
- 李昌平 2002.『我向总理说实话』北京 光明日报出版社(邦訳は吉田富夫監訳,北村稔・周俊訳『中国農村崩壊 —— 農民が田を捨てるとき ——』日本放送出版協会 2004 年).
- 吕小莉 2014.「农民上访的弹性逻辑与算计理性 —— 四川田村上访故事的个案研究(1995-2011) ——」『中国农村研究』2014(1)108-131.
- 田先红 2012.『治理基层中国 —— 桥镇信访博弈叙事, 1995-2009 ——』北京 社会科学文献出版社.
- 佟丽华主编 2013.『谁动了他们的权利? —— 中国农民土地维权困境调查 ——』北京 法律出版社.
- 仝志辉 2006.「农民国家观念形成机制的求解 —— 以江西游村为个案 ——」黄宗智主编『中国乡村研究(第四辑)』北京 社会科学文献出版社.
- 王为径·叶敬忠 2013.「殊途是否同归:“沉默型弱者”与“抗争型弱者”的差异与共性 —— 以河北杨乡征地过程中农民维权的两个个案为例 ——」『中国农业大学学报』(社会科学版)30(1)(3月)45-54.
- 西和县统计局编印 2008.『西和县国民经济及社会发展统计资料(2007)』
- 西和县志编纂委员会编 1997.『西和县志』西安 陕西人民出版社.
- 2014.『西和县志 1996-2013』兰州 甘肃文化出版社.
- 张廷哲 1996.「西和民国时期的社会军事训练和征兵丁」西和县政协文史资料委员会编印『西和文史资料』第一辑.
- 张绪清 2016.「环境冲突与利益表达 —— 乌蒙山矿区农民“日常抵抗”问题探析 ——」『贵州师范大学学报』(社会科学版)(2)(4月)62-70.
- 赵继士 2006.「西礼县六零年大饥荒」政协西和县委员会编印『西和文史资料』第三辑.
- 中国县域社会经济年鉴编辑部编 2006.『中国县域社会经济年鉴(2000-2005)』北京 中国经济出版社.
- 【付記】本稿は、2013~2016 年度科学研究費補助金基盤研究(A)「中国抗議型維権活動拡大のメカニズム —— 認知の解放・支配方式の転換・動員手段の多様化」(課題番号:25257103, 研究代表者:唐亮)による成果の一部である。
- (東京大学大学院総合文化研究科准教授, 2017 年 7 月 20 日受領, 2018 年 4 月 13 日レフェリーの審査を経て掲載決定)

---

Abstract

# **Beyond Resistance of the Weak: Chinese Peasants' Rationale for "Not Conceding"**

Fumiki Tahara

The purpose of this paper is to shed new light on the behavioral logic of Chinese peasants and its background in the so-called "post-taxation era" since 2006. The literature on contemporary peasant politics has tended to frame the peasants' actions as "resistance of the weak." However, I will argue that, when viewed from today's reality in Chinese villages, this framework is no longer persuasive. Empirical field data from an unexceptional northwestern village show that today's villagers are motivated by the keen individual awareness of new economic opportunities and that they have non-cooperative attitudes in public affairs. Their actions have their own behavioral logic based on how villagers compare their situations to that of their peers, which I call "heteronomous rationality." This paper reveals the interplay among three historical factors that have contributed to shaping this logic: (1) in the process of demolishing the People's Commune in the early 1980s, the economic hierarchy within the community was "reset" due to the egalitarian distribution of collective farmland; (2) in the 2000s, migration of workers to coastal cities became universal, which encouraged villagers to leave their home villages for market opportunities, but not to the extent that endogenous face-to-face relationships among villagers were ruined; and (3) after 2006, the Chinese government's pro-agrarian policies became even more apparent through various government-related funds flowing into inland villages.